

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会
～EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを
追加するに当たっての必要な対応について～

平成28年10月28日

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

1 はじめに

- 我が国では、平成 20 年度から経済連携協定（EPA）に基づき、二国間の経済連携の強化の観点から、特例的に外国人介護労働者の受入れを開始し、現在は、インドネシア、フィリピン、ベトナムの 3 か国から介護福祉士候補者を受け入れている。
- EPA 介護福祉士候補者や介護福祉士の国家資格を取得した者（EPA 介護福祉士）については、更なる活躍促進を求める声があり、本検討会において、平成 28 年 3 月に、その具体的方策をとりまとめた。しかしながら、EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たって講じる措置の内容については、様々な意見があったことから、引き続き、本検討会において議論を行うこととした。
- このため、平成 28 年 8 月から本検討会を再開し、EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な措置について、次の検討の方向性に沿って、検討を行った。
 - ・ EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たって講ずべき必要な措置については、EPA 介護福祉士が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士としての国家資格を有する者であることを前提として、EPA 介護福祉士の人権擁護や利用者の安心といった観点から、具体的な検討を行う。
 - ・ この場合、現行の介護保険制度等において、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施などが義務付けられていることから、更に、どのような措置を追加的に実施すべきか検討を行う。

2 EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たって講ずべき必要な対応について

（1）EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての課題

- 実際に訪問介護事業を行い、EPA 介護福祉士候補者等を受け入れている施設等からのヒアリングを実施し、EPA 介護福祉士が訪問系サービスに就労する場合に想定される課題として、主に、次の 3 つの課題が示された。
 - ① 日本の生活に合わせたサービス提供が適切にできるか。
 - ② 緊急事態発生時の対応が適切にできるか。
 - ③ 訪問サービス提供に関する記録等の作成が適切にできるか。

- また、介護サービスの特性からは、現場で利用者等との適切な意思疎通を図ることができるよう、日本語の運用能力が課題となるとの意見が出された。

(2) 既存の制度を踏まえた追加的に必要な対応

- (1) で掲げられた課題については、EPA介護福祉士の能力や希望を踏まえた業務管理を行うこと等既存の制度における訪問介護事業所のサービス提供責任者や訪問介護事業者の責務等により、相当程度の対応が図られるが、更に、丁寧かつ具体的な対応として、次のとおりの対応を行うことが適当である。
- なお、これらの対応については、国から事業者等に対して、EPA介護福祉士が訪問系サービスを提供するに当たっての留意事項として示されることが適当であるとの意見が多くを占めた。一方で、対応の履行確保のために、必要な対応については、受入れのための人的及び施設に関する要件にすべきとの意見があった。

① 日本の生活に合わせたサービス提供

- サービス提供責任者に、訪問介護員等に対する研修、技術指導、業務の実施状況の把握等を行うことが義務付けられていることを踏まえ、事業者等がEPA介護福祉士に、次に例示する事項を含む研修を行う。
 - ・ 訪問介護の基本事項（心得・倫理、プライバシーの保護等）
 - ・ 生活支援技術（高齢期の食生活、住生活、調理、掃除、ゴミ出し等）
 - ・ 利用者、家族や近隣とのコミュニケーション
 - ・ 日本の生活様式（文化・風習・習慣、年中行事等）
 - ・ 訪問介護計画書に記載されたとおりのサービス提供を行うことなど

② 緊急事態発生時の対応

- 事業者等に、運営規程において緊急時等の対応方法を定めること等が義務付けられていることを踏まえ、事業者等が、次に例示する事項を含む緊急時の対応マニュアルの整備を行うとともに、EPA介護福祉士への研修を行う。
 - ・ 緊急時の対応（緊急時の連絡先・その手段（携帯電話の貸与等）・連絡体制の確認、応急処置・救急車の要請などの急変時の対応）
 - ・ 事故発生時の対応（利用者の誤嚥・転倒などの事故、利用者宅における物損事故、移動中の事故等への対応）
 - ・ 感染症への対応（感染予防、嘔吐物の処理等）
 - ・ リスクマネジメント（ヒヤリ・ハット事例等）
 - ・ 災害発生時の対応（ハイリスク利用者の把握、避難時の対応等）

③ 訪問サービス提供に関する適切な記録等の作成

- 事業者等が、次に例示する事項など、記録や報告事項の記載方法について工夫し、正確かつ、よりスムーズに、EPA介護福祉士が適切な記録等を作成できるようにする。
 - ・ チェックシート方式による簡略化
 - ・ 記載事項を5W1Hなどに分けて記載できるような様式の設定
 - ・ 文字の色分けによる優先順位、緊急度の区別
 - ・ 申し送り事項の明確化

- また、訪問系サービスの提供に当たって、EPA介護福祉士が一人で適切に行えるよう、数回程度又は一定期間、サービス提供責任者等が同行する等の必要なOJTを行う。なお、回数や期間については、利用者やEPA介護福祉士等の個々の状況により適切に判断されるべきものである。

※ 日本語能力について

- サービス提供責任者等が、訪問系サービスを提供するEPA介護福祉士が一定以上の適切な日本語の運用能力を有することを把握、判断したうえで、訪問介護員として配置するなど、サービス提供が適切に行われるように留意する。なお、EPA介護福祉士は、介護福祉士国家試験に合格していることなどから、同様の観点からの更なる要件は不要であるとの意見が多くを占めた一方で、EPA介護福祉士の人権擁護及び公的介護保険の下での介護の質の確保の観点から、日本語能力に関する要件を設けるべきとの意見があった。

- なお、EPA介護福祉士による訪問系サービスの提供に当たっては、事業所におけるサービス提供責任者が、研修、技術指導、業務の実施状況の把握等、重要な役割を果たすことから、事業所において、その役割が十分果たせるように留意をすることが適切である。ただ、現実問題として、事業所におけるサービス提供責任者は多忙であり、上記のような役割が果たせるかどうか懐疑的であるとの意見があった。

(3) EPAの枠組みを活用した対応

- 現在、EPAに基づく介護福祉士候補者等の受入れにおいては、協定等に基づき、公益社団法人国際厚生事業団（以下「JICWELS」という。）が日本国内での唯一の受入れ調整機関として、相手国の送り出し調整機関と一元的に受入れ調整業務等を実施している。

○ 更に、EPA介護福祉士の人権擁護の観点から、EPAの枠組みを活用し、JICWELSにおいて、受入れ事業所やEPA介護福祉士に対して、次のとおりの対応を行う。

- ・ 巡回訪問において、現在、受入れ機関によるEPA介護福祉士等の雇用管理状況、研修実施状況を把握しているが、更に、今回の追加的に必要な対応事項が適切に実施されているかどうか、事業管理者やサービス提供責任者から、確認する。

なお、①受入れ施設の要件として「過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関」が規定されていることから、受入れ施設において合理的な対応が行われることが想定されること、②厚生労働大臣は、JICWELSに対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行うことができることから、留意事項の確実な履行については、一定の担保があるものと考えられる。一方で、対応の履行確保のために、必要な対応については、受入れのための人的及び施設に関する要件にすべきとの意見があった。

- ・ 受入れ機関やEPA介護福祉士等からの相談に応じるため、現在、月曜日、木曜日の週2日間、母国語でも対応できる相談窓口を開設しているが、更に、相談を受付ける機会を設けるために、回数等を増やす。あわせて、相談内容やその対応結果を分析し、相談窓口の質の向上を行う。また、これらの相談窓口への受入れ機関やEPA介護福祉士等からの相談については、厚生労働省及びJICWELSが連携して対応すべきである。
- ・ 受入れ機関に対して、協定の受入れの仕組み、研修、雇用管理等に関する説明会の実施や、広報活動を通じた周知を図っているが、更に、EPA介護福祉士候補者の受入れ実績がない事業者に対してEPA受入れ制度の理解の徹底と必要な援助を図る。
- ・ EPA介護福祉士に、外国人のための人権相談所、総合労働相談コーナー、セクハラ等の相談に関する相談窓口について周知する。

※ なお、検討会においては、

- ・ 受入れ制度開始当初は、国家資格取得前については、管理者の目が届いた適切な研修体制を確保するため施設での就労を条件とし、資格取得後については、適切な在留管理等の観点から、訪問系サービスは、EPA介護福祉士の就労範囲の対象外とされた経緯がある。
- ・ この点については、制度の開始以降、受入機関による不正行為が確認された例はなく、適切な在留管理のために受入機関が相応の役割を果た

しているという実績を前提に、今般示された対応を行うことにより、EPA介護福祉士の就労範囲を拡大することは適当と考える。
旨の説明が事務局から行われた。

3 今後の対応について

- EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たって講ずべき必要な措置について検討を進め、その結果をとりまとめた。
- 今後、厚生労働省をはじめ関係省庁においては、上記の考え方にに基づき、事業者への留意事項の作成等の必要な対応を進めていくことを期待する。
- また、今回の検討の過程においては、実際の運営に携わる方々からの貴重な御意見を伺うことができた。関係省庁においては、こうした御意見について真摯に受け止め、今後の取組において参考とされることを期待する。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

「日本再興戦略（改訂 2014）」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においては、

- ・ 外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することについて、日本語要件等の介護分野特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し結論を得る
- ・ 介護福祉士資格等を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含め、年内を目途に制度設計等を行うこととされている。

また、我が国では平成 20 年度より経済連携協定（EPA）に基づき、特例的に外国人介護労働者の受入れを開始し、現在は 3 か国から介護福祉士候補者を受け入れている中で、その更なる活用を求める声がある。

このため、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、これらの外国人介護人材に係る課題に関し、検討を行う。

2 検討事項（予定）

- (1) 技能実習生の受入れの在り方について
- (2) 国家資格取得者に在留資格が付与された場合の運用の在り方等について
- (3) EPAの更なる活用方策について

3 構成員等

- (1) 検討会は、別添のとおり学識経験者並びに介護事業者団体、介護福祉士養成機関、職能団体及び介護労働者団体等の関係者により構成する。
- (2) 検討会の座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じ有識者等に対して検討会への出席を求めることができる。

4. スケジュール（予定）

第 1 回を平成 26 年 10 月中に開催、以降数回程度開催する。

5. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省社会・援護局長が別添の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が、職業安定局、職業能力開発局及び老健局の関係課室の協力を得て行う。また、関係省庁との密接な連絡調整を図る。
- (3) 本検討会の議事は、原則として公開とする。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 構成員名簿

いとう 伊藤	あきひさ 彰久	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
いのくま 猪熊	りつこ 律子	株式会社読売新聞東京本社編集局社会保障部長
かなか 加中	えいき 英喜	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会高齢者福祉事業経営委員長
きたうら 北浦	まさゆき 正行	公益財団法人日本生産性本部参与
くまがい 熊谷	かづまさ 和正	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
しらい 白井	たかこ 孝子	学校法人滋慶学園東京福祉専門学校副学校長
たなか 田中	ひろかず 博一	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会参与
なかの 中野	ともかず 朋和	公益社団法人日本介護福祉士会副会長
ねもと 根本	よしあき 嘉昭	神奈川県立保健福祉大学名誉教授 [座長]
ひらかわ 平川	ひろゆき 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会副会長

(五十音順)

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会開催経過

第 1 回 平成 26 年 10 月 30 日

○検討事項について

第 2 回 平成 26 年 11 月 20 日

○公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）からのヒアリング

○E P A 介護福祉士候補者受入れ施設からのヒアリング

- ・ 社会福祉法人不二健育会 特別養護老人ホームケアポート板橋
- ・ 社会福祉法人青森社会福祉振興団 特別養護老人ホームみちのく荘
- ・ 医療法人財団善常会 老人保健施設シルピス大磯

第 3 回 平成 26 年 11 月 27 日

○技能実習について（検討の進め方）

○主な検討事項について

- ・ 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化
- ・ 必要なコミュニケーション能力の確保

第 4 回 平成 26 年 12 月 18 日

○主な検討事項について

- ・ 適切な評価システムの構築
- ・ 適切な実習体制の確保
- ・ 日本人との同等処遇の担保

第 5 回 平成 27 年 1 月 8 日

○主な検討事項について

- ・ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定
- ・ 監理団体による監理の徹底
- ・ 国家資格取得者への在留資格等

第 6 回 平成 27 年 1 月 23 日

○とりまとめについて（中間まとめ（案）について）

第 7 回 平成 27 年 1 月 26 日

○とりまとめについて（中間まとめ（案）について）

第8回 平成28年1月21日

- 公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）からのヒアリング
- E P A介護福祉士候補者等受入れ施設からのヒアリング
 - ・社会福祉法人明照会 特別養護老人ホーム あそか苑
 - ・医療法人地塩会 介護老人保健施設 夢の里

第9回 平成28年2月19日

- E P Aの更なる活用方策に関する論点について

第10回 平成28年2月26日

- E P Aの更なる活用方策について（とりまとめ）

第11回 平成28年8月5日

- 本検討会における検討の方向性について（案）
- E P A介護福祉士受入れ施設等からのヒアリング
 - ・社会医療法人恵仁会 老人保健施設シルバーポートつかばら
 - ・社会福祉法人不二健育会 特別養護老人ホームケアポート板橋
 - ・公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）

第12回 平成28年9月6日

- E P A介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な措置について

第13回 平成28年10月4日

- E P A介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について（とりまとめ）

経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について（平成 28 年 3 月 7 日外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会）（抄）

4 EPA 介護福祉士について

（1）EPA 介護福祉士の就労範囲の拡大について

ア （略）

イ 具体的な対応の在り方

- ・ EPA 介護福祉士については、
 - － 日本人介護福祉士と同様に、専門的知識及び技術を有することが確認されていること
 - － 就労の際には、日本人介護福祉士と同様に、その適性に沿った業務に配置されると考えられること
- から、専門職という観点からは、介護福祉士としての就労範囲に制限を設ける理由は乏しいと考えられる。その際、専門職として多様な経験を積んでいき、スキルを高めていく観点からも、その就労範囲について活躍の場を広げていくことが適当である。
- ・ このため、EPA 介護福祉士の就労範囲としては、「介護」の業務が関連制度において想定される範囲として、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる業務の範囲全般とすることが適当である。

ただし、特に訪問系サービスを就労範囲に認めることについては、外国人労働者の人権擁護等の観点から、なお、慎重に検討するべきであるとの意見もあった。
- ・ なお、EPA 介護福祉士に従事させるに際し、受入れ施設において、業務に必要な日本語学習の支援を引き続き行うことや EPA 介護福祉士の個々の専門性や経験を踏まえた適切な配置や労務管理を行うことが重要である。
- ・ その際、特に訪問系サービスについては、EPA 介護福祉士の受入れは、二国間の経済の連携強化という目的で特例的に行われているものであり、外交上の配慮という観点からも、EPA 介護福祉士の人権擁護が確実に図られる必要がある。

このため、EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっては、人権擁護等の観点から、必要な措置を併せて講じることが必要である。

- ・ この必要な措置の内容としては、一定の業務経験や日本語能力を有することを条件とすること、相談・通報窓口の設置等のほか、日本人介護福祉士の同行を義務付けるべきといった意見や、一義的には、職員を訪問系サービスに従事させるかどうかは、介護事業者が利用者と職員の状況を踏まえて判断すべきであるといった意見、実態をよく踏まえて検討する必要があるといった意見など、様々な意見があったことから、引き続き、本検討会において議論を行うこととする。